

# 学校伝染病による出席停止について

富山県立桜井高等学校

医師の診察により下記の疾病と診断された場合は、学校保健法により、他の生徒への伝染の恐れがある間は出席停止となります。

症状が治まり、医師から登校の許可が出ましたら、この用紙に証明していただき、学校へ提出してください。

## ■該当する伝染病

### 【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、

重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス、指定感染症(鳥インフルエンザ)

### 【第2種】

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、結核

### 【第3種】

腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

## 登校許可証明書

年 組 氏名

診断名

治療期間 平成 年 月 日( ) ~ 平成 年 月 日( )

上記の疾病においてほかに感染のおそれがないと考えられるため、登校して差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印